

第 2 回熊本市性に関する指導の推進委員会

日時 令和 5 年 10 月 31 日（火） 14:00～16:05

場所 総務委員会室（議会棟 2F）

参加者 秋月百合 委員 田畑愛 委員
原田英之 委員 清藤誠也 委員 貝川多美子 委員
河南薫 委員 水田朱美 委員 松本有美子 委員
今坂道子 委員 松永磨依 委員

【事務局】

健康教育課（吉田課長、藤高教育審議員、竹永主幹、早田指導主事、
原山指導主事、堀主任主事、坂梨主任主事、白野主任主事）

総合支援課（井手尾指導主事、石田指導主事）

人権教育指導室（大森主任指導主事）

- 次第
- 1 開会
 - 2 教育委員会挨拶（吉田課長）
 - 3 委員長挨拶（秋月先生）
 - 4 議事
（1）第 1 回推進委員会の内容についての報告
（2）指導資料作成の基本方針について
 - 5 閉会

議 事

（1）事務局説明

①第 1 回推進委員会の内容についての報告

②指導資料作成の基本方針について

（2）グループ協議「指導資料の基本方針について」

（3）質疑応答・意見交換

秋月委員長：お待たせしました。A グループからの発表でよろしいですか。

時間は 6 分程度ですね。

では、まず A グループから、ご発表よろしく願いいたします。

※模造紙にまとめたことをもとに発表

A グループ：それでは、グループでの話し合った基本方針をお伝えしたいと思います。

まず私たちのグループでは、最終的にどのような授業をしたとしても、自分の心と体を大切にする子どもを育てられる授業づくりというのが、やはり大事ではないかという意見になりました。

26年度の指導案集を見ましたところ、基本として、やはり生命尊重、体を知る、心を知る、人とのつながり、家族そして社会、というのは、普遍的なものではないかということになりました。

その中で、今回は自分を知る（性に関する自己認識）を特化させていく。そして、自分を知るという性に特化したところを軸として、ほかの分野に広げていく方が、授業もやりやすいのではないかということになりました。また、10年前とは違う現在の課題の性の多様性、性情報の氾濫については、発達段階に沿った形態等を考えて、各学校の実情で選択できるような指導案を示していくと、実際に現場でも使いやすいのではないかという意見が出ました。以上です。

秋月委員長：ありがとうございました。

では、つづきましてBグループの方、ご発表よろしくお願いいたします。

B グループ：私たちは、性の多様性の理解や対応、性情報の氾濫、生命の安全教育というところが主に意見として出たところです。

その中で私たちはキーワードを出してみました。

ジェンダーギャップ、ジェンダーフリー、性の多様性についての授業づくり。性の多様性についての授業づくりは、早い時期から授業（指導）をしていったほうが良いというような話も出ました。

性情報への正しい知識は、それをもとに判断ができるようにというところで、キーワードにしました。相談や医療へのアクセスという情報も早いうちから子どもたちの知識の中に入れたほうが良いのではないかとこのころで話が出ました。生命の安全教育については、前回のピンクの指導案集のほうには、女性のほうが被害が多いと書かれていましたが、今は性差にかかわらず性被害の予防というところで、キーワードとして出させていただきます。以上です。

秋月委員長：ありがとうございました。

では最後に、Cグループの先生方、ご発表よろしくお願いいたします。

C グループ：Cグループも基本方針に迫るような、本当にいろんな話合いが出来たので、この時間だけでも充実していたなと私自身も思っているところです。4点挙げさせていただいていますが、最終的にやっぱり「計画って大事だよ」っていう話になったところでした。

まず、1番目に集団指導と個別指導の見える計画というところで、集団指導をもとにした指導計画案があるんですけども、その中で集団で学んだあとに誰かに助けてって言おうとか、誰かに支援を要請しようというように思えるような集団指導と個別指導が補完できるような計画になる必要があるということ。

2番目に、単元を通して狙いに迫る事業計画の立案ということで、1時間完結ではないというところ、今回の学習指導要領の改訂の中で、学び取るそういう事業の大切さを考えたときに、1時間の授業だけでは終わらずに、例えばお家の方と話してみようとか、もうちょっと自分で家庭に帰ってリサーチしてみようとか、そういうように1時間で完結しない指導案、計画の立案があってもいいのではないかという意見が出ました。飛んで4番目なんですけども、学校内外の専門家の活用を踏まえた計画ということで、私も中学校の現場にいますが、性の多様性とか性感染症や妊娠中絶の問題にしても、先生方の知識や認識のアップデートが来ていないことがとても多く感じられて、学校内の養護教諭だったり、スクールカウンセラーだったり、あるいは外部の専門家を呼んで、指導を組み立てるという計画があってもいいのではという意見がありました。3番目はやはりAグループでもあったように、根底として、やはり一人一人が大切にされたり自分のこととして考えたり、隣の人とか周りの人を大切にするという、心を育てる計画が根底には必要でないかというところで、話し合いをしたところです。以上です。

秋月委員長：Cグループの先生方、ご発表ありがとうございました。

これで、全てのグループの発表が終わりました。

そうですね。かなり時間をかけて話し合い進めたんですけども、これでも足りないぐらいだったのかなと思っています。やはり、グループに分かれて、ふだん、現場で経験されてる先生方の声を聞くのは非常に重要だなと思うとともに、この共有すること、それから、納得し合うこと、そういう実感がすごく意味がある時間なのではないかなと思った次第です。私も大変勉強になり、ありがとうございました。

たくさん出していただいたご意見を、この後は事務局のほうで、まとめていただいて、基本的な考え方の方針を作成いただくというふうになるのかと思います。それでよろしいですかね。

事務局：はい。

秋月委員長：今日は本当に長い時間、たくさんのご意見をいただき、どうもありがとうございました。本日の会議は、皆様のご協力によって滞りなく、終了することが出来ました。

熊本市性に関する指導【指導案集】改訂版の基本方針について（案）

Ⅰ 現行の「基本的な考え方」

- どのような背景を持つ子どもがいたとしても取り組むことができる授業
- 性に関する学習をすることで、自分に誇りを持つことができ、学ぶ必然性や学ぶべき価値があると子どもの中で受け止められる授業
- 指導者が指導案集をみて「おもしろい」「やってみよう」など、授業がイメージできて実践意欲が湧く授業



コンセプト『どの子どもも輝く授業』

2 第2回熊本市性に関する指導の推進委員会 グループ協議まとめ

- （最終的には）自分の心と体を大切に子どもを育てられる授業づくり
- 大きな柱の5項目（生命尊重・からだを知る・心を知る・人とのつながり・家族そして社会）は基本として、自分を知る（性に関する自己認識）を特化していく、これを軸として他の分野に広げていく。
- 性の多様性と性情報の氾濫については、発達段階に沿った系統を考える。（各学校で選択できるように例示を示す。）
- ジェンダーギャップ、ジェンダーフリー、性の多様性についての授業づくり
- 性情報への正しい知識・判断、相談や医療へのアクセス
- 性差に関わらず、性被害の予防
- 集団指導と個別指導の補完の見える計画
- 単元を通してねらいにせまる授業計画の立案（1時間完結ではない）
- 1人1人、自分、まわりの人みんなを大切に心育てる計画
- 学校内外の専門家の活用を踏まえた計画

3 基本方針（案）

- （1）性に関する正しい知識や情報を身に付け、自分の心と体を大切にすることができる
- （2）多様性や人権を尊重して、他者への思いやりをもつことができる
- （3）現代的な課題について、適切な意思決定や行動選択をすることができる
- （4）集団での学びと個々のニーズに応じた学びができる
- （5）いつでも必要な情報にアクセスできる



コンセプト『どの子どもも輝く』

基本方針（案）に基づく改訂の進め方について

1 平成26年発刊熊本市の性に関する指導《指導案集》をもとにする

性に関する指導における基本的な考え方・目標等については、現在も引き続き平成11年文部省（現在の文部科学省）発刊の「学校における性教育の考え方、進め方」がもとになっている。平成26年発刊の「熊本市性に関する指導《指導案集》」をもとに改訂を進める。

2 学習指導要領に基づく見直しを行う

平成28年12月の中央教育審議会答申では（健康・安全・食に関する資質・能力）において学校における性に関する指導に関連して、次のことが示されている。

- 情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子供たちが健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようになるとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。
- 生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができるようになる力を子供たち一人一人に育むことが強く求められている。
- 教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等相互の連携を図っていくことが重要である。

また、育成すべき資質・能力を3つの柱に整理している。

- ア 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く知識・技能）の習得」
- イ 「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる力「思考力・判断力・表現力等」の育成）」
- ウ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

中教審答申では、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして「健康・安全・食に関する力」についての資質・能力について示している

- ア 「様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活を実現するための必要な知識や技能を身に付ける（知識・技能）」
- イ 「自らの健康や安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、それを表す力身に付ける（思考力・判断力・表現力等）」
- ウ 「健康や安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付ける。（学びに向かう力・人間性）」

学校における性に関する指導においても、この育成すべき資質・能力を明確にしながら改訂を進める。

3 教育課程における位置づけを明確化する

学校における性に関する指導は、学校教育活動全体を通じて指導を行うことが重要であり、体育科、保健体育科をはじめとした各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、それぞれの指導の特質に応じて適切に行うことが求められている。発達段階に沿った系統性や全体指導と個別指導の内容の明確化、

学校外の専門家を活用した指導を含め総合的な性に関する指導の体系を構築することで、学校等において着実な実践を図る。

性情報の氾濫や性の多様性等現代的な課題への理解や対応のために、発達段階に応じた指導計画については新たに示す。

学習指導要領に示されたカリキュラム・マネジメントの考え方にに基づき、教科等横断的な指導についても示す。特に各学年で行われる人権教育との関連性を明確にするとともに、ねらいにせまるための単元の設定等も行う。

4 計画的な個別指導（例）を示す

学習指導要領第1章総則第4の1（1）では、「主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により指導の工夫を行うこと」とある。文部科学省は、「計画的な個別指導の充実」を図る必要性について述べている。体育科、保健体育科をはじめとした各教科、特別活動、総合的な学習の時間等で行う全体指導に終わるのではなく、集団指導では十分でない点を補充・深化・個別化を図る。個別指導にあたっては児童生徒等の実態や課題に応じて、教職員の共通理解のもと、保護者の理解を得て丁寧に取り組む必要がある。そのため、個別指導の例を示し、指導計画に位置づけ取り組むことでさらに集団指導と個別指導の内容の明確化を図る。

5 学校内外の連携や情報へのアクセスを示す

学校における性に関する指導は集団指導と個別指導の内容を明確化して効果的に指導を進めることが大切である。そのためには、校内だけで完結することは難しく、専門家や行政、地域の関係機関との連携等を含め、指導・支援を充実し児童生徒等を育てていく必要がある。また、情報化社会の進展により様々な情報が入手しやすい一方で適切な情報が何かを判断することは難しい状況である。指導者も、子どもも適切な情報等にアクセスできることは重要である。

今回の改訂では、信頼できる情報、連携できる専門家や行政及び地域の関係機関等にアクセスでき、子どもを中心に支援できるようにする。

6 生命（いのち）安全教育について示す

子どもたちが性犯罪被害に遭う機会が増加している。さらに生命、身体、財産等を侵害する場合は高い重要犯罪も急増している。

令和2年6月11日、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が閣議決定され、国は令和2年度から令和4年度までの3年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」と位置付け、取組を推進してきた。性犯罪・性暴力を根絶していくためには、こどもたちが、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要であるとし、生命（いのち）の安全教育の取組をはじめた。モデル事業に取り組み、モデル校やモデル地域で発達段階に応じた取組の推進が図られた。

国は、「集中強化期間」による取組を継続・強化するため、令和5年度から7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」とし、生命（いのち）の安全教育についても、全国の学校等における取組を展開している。このような状況を踏まえ、本市においても、生命（いのち）の安全教育の取組を進めていくことが重要である。

しかし、生命（いのち）の安全教育は、「性被害から自ら危険を予測し、自ら回避できる能力を育成する教育」であり、文部科学省も第3次学校安全推進計画において、学校安全計画に位置付け取り組むこととしている。今回の改訂では、国の指導資料等をもとにした生命（いのち）の安全教育についても示す。

1 ワーキング会議委員の役割（案）

第2回推進委員会の話し合いから

- (1) 性に関する指導計画（例）の作成（授業や個別指導、医療や相談等へのアクセス等、全体が見える計画）
- (2) 現行の指導案・指導資料の見直し（学習指導要領の改訂にともなう見直し、現代的な内容にあわないものの削除）
- (3) 指導案・指導資料の作成（性情報や性の多様性、生命（いのち）の安全教育等、特別支援学級・特別支援学校の児童生徒等への指導）
- (4) 個別指導（案）の作成（専門家（相談・医療機関）も含めた相談体制も含める。）
- (5) 専門家を活用した指導（いのちを大切に作る講演会）の例示
- (6) 横断的な単元の設定（横断的な単元の設定や指導案づくり、いのちを大切に作る講演会の前後の指導計画を含む指導案づくり）

※ このような内容を検討し、作成していく必要があるのではないか。

2 メンバーについて

推進委員から：貝川委員（幼教）、河南委員（小教）、水田委員（小養）、
松本委員（中教）、今坂委員（中養）、松永委員（高教）、
有江委員（中特教） 7人

① 必要人数の考え方

○現行の指導案集は、コンセプトが「どの子どもも輝く授業」であったため、推進委員8人加え、幼稚園1人、小学校2人、中学校1人、高等学校から1人の教諭をお願いし、計13人で指導案及び指導資料を作成
幼稚園部会、小学校部会、中学校部会、高等学校部会の4部会で改訂作業を進めた。

○今回は現行の指導案を基本としながらも、新たな指導案、特別な支援を必要とする児童生徒等の指導案、個別指導案、専門家との連携等、指導資料集に含める内容が前回に比べ、多くなることが予想される。

- ・ 幼稚園教諭 1人 ・ 高等学校教諭 2人
- ・ 小学校教諭 3人 ・ 特別支援学級又は特別支援学校教諭 2人
- ・ 中学校教諭 2人 ・ 養護教諭 3人 計12人を新たに選ぶ。

前回の4部会に特別支援教育部会を作る。

② 進め方

令和5年度

○ワーキングメンバーで現行の指導案集の見直しを行う。

○追加すべき指導内容等を入れた指導計画を作成する。

令和6年度

幼稚園部会・小学校部会・中学校部会・高等学校部会・特別支援教育部会で改訂を進める。

③ ワーキングメンバーの専門性

- ・性の多様性や人権教育に取り組んでいる。
- ・情報教育に熱心に取り組み、性情報への適切な対応ができる。
- ・特別活動に熱心に取り組んでいる。
- ・体育科保健領域、保健体育科保健分野、保健体育科科目保健の授業に熱心に取り組んでいる。
- ・個別指導や個別相談の取組を丁寧に行っている。
- ・特別支援学級や特別支援学校の性に関する指導を見守る児童生徒等の状況に応じて計画し取り組んでいる。

④ ワーキング会議

- ・第3回推進委員会でワーキングメンバーの承認後、1月中に第1回ワーキング会議を行う。（推進委員を除くワーキングメンバー）オンラインで開催し、推進委員会で決定した基本方針等を説明する。
- ・第2回ワーキング会議は、2月中に推進委員を含めたワーキングメンバーで集合し、部会の長を決め、現行の指導案集の見直し等に入る。

熊本市性に関する指導の指導案作成ワーキング会議運営要項

(目的)

第1条 本市の幼児児童生徒に対し、発達段階に応じた効果的な性に関する指導が実施されるよう、熊本市性に関する指導の指導案（指導資料を含む）作成のためにワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を設置する。

(組織)

- 第2条 ワーキング会議のメンバーは、主任教諭2名、教諭12名、養護教諭5名の計19名で組織する。
- 2 熊本市性に関する指導の推進委員会（以下「推進委員会」という。）の委員は、ワーキング会議委員を兼ねることができる。
- 3 ワーキング会議の校種ごとにチーフを置き、作業内容や進捗状況等を推進委員会で報告する。
- 4 指導案や指導資料は、推進委員会の指導助言のもと作成する。

(任期)

第3条 任期は、委嘱日から同日の属する年度の翌年度の末日とする。

(会議)

第4条 ワーキング会議開催は、12回程度とする。

(事務局)

第5条 ワーキング会議の事務局は、教育委員会事務局学校教育部健康教育課に置く。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、ワーキング会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年(2023年)12月21日から施行する。

資料6 熊本市性に関する指導の指導案作成ワーキング会議委員 令和5年度				
	氏 名	性別	所 属	職 名
1	貝川 多美子	女	隈庄幼稚園	主任教諭
2	河南 薫	男	画図小学校	教諭
3	水田 朱美	女	川尻小学校	養護教諭
4	松本 有美子	女	三和中学校	教諭
5	今坂 道子	女	花陵中学校	養護教諭
6	松永 磨依	女	必由館高等学校	教諭
7	有江 一矢	男	武蔵中学校	教諭
8	小見 久美子	女	向山幼稚園	主任教諭
9	中尾 智恵美	女	帯山小学校	教諭
10	坂本 由梨子	女	麻生田小学校	教諭
11	長峰 里枝	女	白坪小学校	教諭
12	境 香苗	女	帯山中学校	教諭
13	松本 信一	男	江南中学校	教諭
14	楠 晃治	男	千原台高等学校	教諭
15	宇野 鉄兵	男	吉松小学校	教諭
16	鬼塚 絵吏	女	あおば支援学校	教諭
17	越地 栄美	女	向山小学校	養護教諭
18	村田 美穂	女	出水中学校	養護教諭
19	浦本 久里子	女	必由館高等学校	養護教諭

熊本市性に関する指導【指導案集】 改訂の基本方針（案）

熊本市性に関する指導【指導案集】基本方針（現行）

- どのような背景を持つ子どもがいたとしても取り組むことができる授業
- 性に関する学習をすることで、自分に誇りを持つことができ、学ぶ必然性や学ぶべき価値があると子どもの中で受け止められる授業
- 指導者が指導案集をみて「おもしろい」「やってみよう」など、授業がイメージできて実践意欲が湧く授業



コンセプト 『どの子どもも輝く授業』

性に関する指導の基本的な考え方

幼児児童生徒の 人格の完成と豊かな人間形成

学校における性に関する指導は、児童生徒等が性に関して正しく理解し適切に行動をとれるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導することが大切であり、この基本的な考え方は、現行の指導案集発刊当時と変化するものではありません。

現行の指導案集を発刊した当時と異なり、

- 情報化の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易である。
- 児童生徒等の心身の成長発達の指導に当たっては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から行うことが学習指導要領に新たに示された。
- 令和2年6月性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が閣議決定されました。性犯罪・性暴力を根絶していくためには子供たちが、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育を行っていく必要がある。
- 性に関する課題が多様化・複雑化し、学校・家庭・地域の関係機関等と連携した子どもを中心に支援できる体制が重要である。
- 性の多様性の理解や対応が求められる。

第2回性に関する指導の推進委員会 グループ協議のまとめ

- （最終的には）自分の心と体を大切にする子どもを育てられる授業づくり
- 大きな柱の5項目（生命尊重・からだを知る・心を知る・人とのつながり・家族そして社会）は基本として、自分を知る（性に関する自己認識）を特化していく、これを軸として他の分野に広げていく。
- 性の多様性と性情報の氾濫については、発達段階に沿った系統を考える。（各学校で選択できるように例示を示す。）
- ジェンダーギャップ、ジェンダーフリー、性の多様性についての授業づくり
- 性情報への正しい知識・判断、相談や医療へのアクセス
- 性差に関わらず、性被害の予防
- 集団指導と個別指導の補完の見える計画
- 単元を通してねらいにせまる授業計画の立案（1時間完結ではない）
- 1人1人、自分、まわりの人みんなを大切にする心を育てる計画
- 学校内外の専門家の活用を踏まえた計画

基本方針（案）

- （１）性に関する正しい知識や情報を身に付け、自分の心と体を大切にすることができる
- （２）多様性や人権を尊重して、他者への思いやりをもつことができる
- （３）現代的な課題について、適切な意思決定や行動選択をすることができる
- （４）集団での学びと個々のニーズに応じた学びができる
- （５）いつでも必要な情報にアクセスできる

グループ協議のまとめ

- (最終的には) 自分の心と体を大切にする子どもを育てられる授業づくり
- 大きな柱の5項目(生命尊重・からだを知る・心を知る・人とのつながり・家族そして社会)は基本として、自分を知る(性に関する自己認識)を特化していく、これを軸として他の分野に広げていく。
- 性の多様性と性情報の氾濫については、発達段階に沿った系統を考える。(各学校で選択できるように例示を示す。)
- ジェンダーギャップ、ジェンダーフリー、性の多様性についての授業づくり
- 性情報への正しい知識・判断、相談や医療へのアクセス
- 性差に関わらず、性被害の予防
- 集団指導と個別指導の補完の見える計画
- 単元を通してねらいにせまる授業計画の立案(1時間完結ではない)
- 1人1人、自分、まわりの人みんなを大切にする心を育てる計画
- 学校内外の専門家の活用を踏まえた計画

基本方針(案)

- (1) 性に関する正しい知識や情報を身に付け、自分の心と体を大切にすることができる
- (2) 多様性や人権を尊重して、他者への思いやりをもつことができる
- (3) 現代的な課題について、適切な意思決定や行動選択をすることができる
- (4) 集団での学びと個々のニーズに応じた学びができる
- (5) いつでも必要な情報にアクセスできる

現行の基本方針

- どのような背景を持つ子どもがいたとしても取り組むことができる授業
- 性に関しての学習をすることで、自分に誇りを持つことができ、学ぶ必然性や学ぶべき価値があると子どもの中で受け止められる授業
- 指導者が指導案集をみて「おもしろい」「やってみよう」など、授業がイメージできて実践意欲が湧く授業



授業中心の基本方針

基本方針（案）

- (1) 性に関する正しい知識や情報を身に付け、自分の心と体を大切にすることができる
- (2) 多様性や人権を尊重して、他者への思いやりをもつことができる
- (3) 現代的な課題について、適切な意思決定や行動選択をすることができる
- (4) 集団での学びと個々のニーズに応じた学びができる
- (5) いつでも必要な情報にアクセスできる

授業＋子どもを中心に相談支援

基本方針（案）

- （１）性に関する正しい知識や情報を身に付け、自分の心と体を大切にすることができる
- （２）多様性や人権を尊重して、他者への思いやりをもつことができる
- （３）現代的な課題について、適切な意思決定や行動選択をすることができる
- （４）集団での学びと個々のニーズに応じた学びができる
- （５）いつでも必要な情報にアクセスできる

授業を行うにあたっては、平成２６年発刊の指導案集の基本方針を継承

- どのような背景を持つ子どもがいたとしても取り組むことができる授業
- 性に関しての学習をすることで、自分に誇りを持つことができ、学ぶ必然性や学ぶべき価値があると子どもの中で受け止められる授業
- 指導者が指導案集をみて「おもしろい」「やってみよう」など、授業がイメージできて実践意欲が湧く授業

コンセプト 『どの子どもも輝く』